

産廃処理事業者優良認定申請に必要な公表事項

	公 表 事 項	更 新 頻 度	適 用	
			収集 運搬	処分
①	【法人の場合】法人に関する基礎情報	変更の都度（代表者等の氏名等については一年に一回以上）	○	○
	【個人の場合】個人に関する基礎情報	変更の都度	○	○
②	事業計画の概要	変更の都度	○	○
③	産業廃棄物処理業の許可証の写し	変更の都度	○	○
④	運搬施設に関する事項	変更の都度（運搬施設の種類・数量等については一年に一回以上）	○	
	処理施設に関する事項	変更の都度		○
⑤	事業場ごとの産業廃棄物の処理工程図	変更の都度		○
⑥	直前一年間の産業廃棄物の一連の処理の工程	一年に一回以上		○
⑦	直前三年間の産業廃棄物の受入量・運搬量	一年に一回以上	○	
	直前三年間の産業廃棄物の受入量・処分量・中間処理後産業廃棄物の処分量	一年に一回以上		○
⑧	直前三年間の産業廃棄物処理施設の維持管理状況	一年に一回以上		○
⑨	直前三年間の産業廃棄物の焼却施設における熱回収実績	一年に一回以上		○
⑩	【法人の場合】直前三事業年度の財務諸表	少なくとも定時株主総会で承認を受け、又は報告された都度	○	○
⑪	処理料金の提示方法	変更の都度	○	○
⑫	業務を所掌する組織・人員配置	変更の都度（人員配置については一年に一回以上）	○	○
⑬	処分後の提出先を開示することの可否	変更の都度	○	○
⑭	事業場の公開の有無・公開頻度	変更の都度	○	○

【説明】

- 1) 事業の透明性に係る基準に適合するために、インターネットを利用する方法により公表しなければならない事項は、上記の通りである。
- 2) 上記⑩の財務諸表とは、申請者が法人である場合に、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）を公表し、経営状況の健全性を判断する材料となる情報を提供するものであり、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者に適用される。
- 3) 公表の対象となるのは、情報を公表する日（情報を更新する場合には、更新する日）において作成されている直近3事業年度分の財務諸表である。